長野県社会福祉士会

NEWS

第205号2024/11/1



発 行▶公益社団法人長野県社会福祉士会 会 長 吉 澤 利 政

事務局 ▶〒380-0836長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F

編 集▶広報編集委員会

Certified Social Workers 発行部数 ▶ 2,450部

TEL ▶026-266-0294

FAX ▶026-266-0339

E-mail ▶info@nacsw.jp

HP ▶ https://nacsw.jp/

改めて…『権利擁護センターぱあとなあながの』 の活動について 1
「権利擁護センターぱあとなあながの」活動の紹介2~3
~こどもの意見表明等支援事業を学ぼう~ ·········· 4 中信地区大北ブロック交流学習会 ········ 5

南信地区学習会 精神障がいを持つ方の地域生活	
特集 「社会福祉士が担う成年後見人の役割と	
課題について」	···6∼7
リレーエッセイ	8
信州ぐるっと!!	
編集後記	8

巻頭言

改めて…『権利擁護センターぱあとなあながの』の活動について

conten

~ "いま" と "これから" ~

北原俊憲(理事・権利擁護センターぱあとなあながの運営委員長)

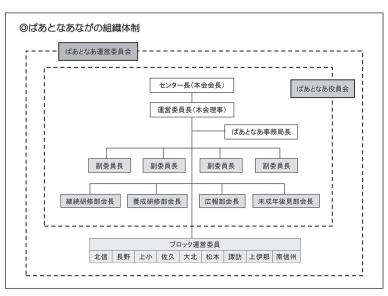
会員の皆さんは、権利擁護センターぱあとなあながの(以下、ぱあとなあ)の活動をどこまで知っているでしょうか。その活動は、権利擁護に関する相談事業、調査、研究及び普及活動に関する事業、名簿登録に関する事業等、多岐にわたります。令和6年4月1日現在、会員179名のうち、長野県内の家裁裁判所に名簿登載をしている会員が108名。この中で、実際に成年後見人等を受任している会員は99名で、306件のケースを受任しています。

「成年後見制度」が介護保険制度と同時に施行して24年。組織発足時は、"会員1人につき1件の後見受任"を掲げて活動してきましたが、多くの会員が勤務しながら後見活動を担ってきており、当初の理想を実現するには厳しい状況であることを感じてきています。また、成年後見制度利用促進法が施行し、県内各地に成年後見に関する中核機関を担う成年後見支援センターができ、多くの会員が勤務していることも、長野県の大きな特徴でもあります。

こうしたことから、令和5年度からこれからの「ぱあとなあながの」の在り方を検討すべく『あり方検討プロジェクト』が発足し、"いま"にあった後見活動や組織体制について協議

しています。こちらは、年3回発行の「ぱあとなあ NEWS」を参照ください。

今回、長野県社会福祉士会NEWSにおいて、ぱあとなあの活動を特集としたので、会員が取り組む後見活動や普及活動の実際、専門部会の活動、そして、本会の特徴でもある後見活動における不正防止に関する取り組みについて、ぱあとなあ役員が原稿の作成にあたりました。誌面を通じ、ぱあとなあの活動の理解が広がることを願います。



「権利擁護センターぱあとなあながの」活動の紹介

I 《各専門部会の取組み》

〇継続研修部会(部会長 荻原 美代子)

公益社団法人長野県社会福祉士会権利擁護センター ぱあとなあながの名簿登録規定では、全体研修会への 出席(第3条)が義務付けられています。会員の質を 担保するために、スキルアップや日々の業務の振り返り、新たな情報、仲間つくりなどを目的に、研修会を 企画し、各地区で開催しています。

○養成研修部会(部会長 小池 輝昭)

成年後見人養成部会では、成年後見人として活動を担える人材を養成するため、研修の企画・運営を実施しています。具体的な活動としては、成年後見人材育成研修の4日間と育成研修を終えた方々向けの名簿登録研修1日間の合計5日間の研修を実施しています。育成研修では標準カリュキュラムとして13課目、名簿登録研修では6課目あり、そのそれぞれの課目について、弁護士や司法書士、ぱあとなあ会員の方々などに講義をお願いしています。また、カリキュラムの中に演習課目があるため、部会員はファシリテーター役を担っています。

成年後見人材育成研修を受けるためには、基礎研修 皿までを修了しなければならず、さらに後見人になる には、上記の全5日間の研修を修了する必要がありま す。そのため、少しハードルが高いかもしれないです が、社会福祉士としての専門性を活かして後見業務を 担える人材を育成できるように、今後も企画・運営に 努めるとともに一人でも多くの方が後見人として活動 してもらえるよう周知にも努めていきたいと思いま す。

〇広報部会(部会長 本藤 久道)

現在、国では、令和4年度から令和8年度までの期間を定め、第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。今年はその中間年となり、「成年後見制度利用促進専門家会議(第二期基本計画期間)」では、第二期計画中間検証や成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、意思

決定支援の浸透、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、任意後見制度の利用促進などが話し合われています。

他方、「地域共生社会の在り方検討会議」では、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実についてなどが話し合われています。これからの数年で成年後見制度の環境が大きく変わることが想定されます。「ぱあとなあNEWS」は、身近な各支部の活動報告をはじめ、研修会や周知情報の他、成年後見制度の動向など、ぱあとなあ会員に向けて有用な情報を年3回発行し、お届けしています。今後も皆さんの欲しい情報を提供できるよう紙面の向上に努めてまいります。

〇未成年後見部会(部会長 佐藤 ゆり子)

未成年後見部会では、後見人の受任意向確認書で未成年後見の受任希望はあるものの、現実的には未成年後見のニーズがないことから、成年後見制度に比べて未成年後見制度の認知度はまだまだ低いと考えています。児童相談所を含む行政も同様であるため、本来必要な人に知られていないと言えます。そのため、部会として県内の未成年後見制度の認知度についての実態調査に取り組む予定です。一番依頼があると推察される児童相談所を対象に、どの程度認知されているかアンケートを実施する方向で検討を進めています。未成年後見制度を知っているか、未成年後見に求めるものはどんなことか。その結果を今後の活動につなげていくとともに、アンケート結果を未成年後見制度の認知度の実態としてまとめ、まるごと学会で発表したいと考えています。

また、こうしたアンケートを実施することそのものが未成年後見制度の広報活動にもなるので、ゆくゆくは児童相談所や児童養護施設との連携に繋がればとも考えています。折しも本会では今年度新規事業として県のこどもの意見表明等支援事業を受託しました。子どもの権利擁護を実現するため、未成年後見部会も活動していきたいと思います。

Ⅱ《社会福祉士(=ぱあとなあ)が取り組む後見活動》

佐々木 千栄子 (ぱあとなあ運営委員会 副委員長)

成年後見の活動をする中で常に意識しているのは、「ぱあとなあ=社会福祉士として後見活動を行う役割にある」と思っています。

社会福祉士の役割には「人」が生きる事への尊重があり、後見活動でも第一義として取り組んでいるわけですが、その意識はご本人ばかりでなく、ご本人に関わる様々な職種の支援者にも影響を及ぼしていると日々感じるところがあります。特に、施設で生活する被後見人に長く携わっていますが、個人の生活権利を尊重してくれる場面が多くなっています。支援計画にも、細やかなご本人らしい楽しみごとを大事にしてくれるところがあったりして、成年後見人としてうれしく同意させてもらっています。障がいによって発語のない方ですが、こちらの話は理解でき、気持ちを体で表現し職員さんに甘える様子を見ると、学ぶべきところを感じる成年後見人でもあります。

Ⅱ《普及活動の実際》

「意思決定支援を考えるセミナー ~意思とはなにか、だれのものか、どこにあるのか~」

宮 入 典 子(ぱあとなあ運営委員会 副委員長)

令和6年4月21日(日)、本会福祉活動委員会と虐待対応委員会とぱあとなあ運営委員会合同によるWebセミナー開催となりました。福祉、医療、行政、司法関係者等約50名が参加し、意思決定支援の基本的考え方と現状についての講義と、意思決定支援の工夫とプロセス、普及啓発に関しては当事者を含む発表者から事例を通して実践が語られました。

障害者権利条約締結国となるまでの過程の中で権利擁護の視点も進化し、より充実・発展していくことを期待されています。誰もがひとりひとりの意思を尊重され主体的に生きる権利があるという基本的な権利意識を高め広めることが私たちの使命であるとともに、このような学びを続けていくことの大切さを改めて実感したセミナーでした。

Ⅳ《不正防止のために》「定期報告~全件面談」のねらい

佐藤優子(ぱあとなあ運営委員会 事務局長)

名簿登録会員には活動状況把握のために、各年度の2月1日から同月末日までの間、会への定期報告(活動報告)が義務付けられており、昨年度からはパソコンシステム+紙ベースの財産関係資料提出によるハイブリッド報告が始まりました。報告された内容を地区運営委員と役員が手分けをして1件1件チェック(一次チェック)をし、課題や確認事項等を抽出します。

全件面談は各年度の9月から10月の間に行われます。地区運営委員と受任者が膝と膝を突き合わせての対面を原則とし、一次チェックの結果に基づいた聞き取り作業となります。

専門職後見人として、社会福祉士の専門性を発揮した後見活動が行えているか、管理財産の不正がないか等の確認が全件面談の主なねらいですが、運営委員や他の会員に後見活動での悩みを相談したり、ヒヤリハットした出来事を報告共有する情報交換など、顔の見える関係づくりによる、会員の孤立防止の場としてのねらいもあります。場を意識しながら後見業務を行っています。

政策提言に向けた学び

~こどもの意見表明等支援事業を学ぼう~ 北信・中信・福祉活動委員会 共催学習会

2024年10月2日秋18時30分から、Zoomによるオンライン学習会を開催しました。 長野県から受託する「こどもの意見表明等支援事業を学ぼう」をテーマに48人の参加者とともに本事業について学び理解を深めました。

I 学習会の内容

(1) 「こどもの意見表明等支援事業」について (事務局 小 林 郁 子 氏)

こどもの意見表明等支援事業は、令和4年度改正児童福祉法において児童の意見聴取等の仕組みの整備が制定され、長野県から委託事業として本会が担う。社会的擁護に関わるこどもたちの「思い」を「かたち」にし、その思いが関係者や関係機関にしっかり尊重されるよう支援して、こども自身が自分の思いを伝えられるようになり、こどもの権利を実現できるよう期待が込められている。おとなに自分の意見を言いにくい、発せられたこどもの意見が十分に考慮されないケースが、こどもが自分に関することを決定する場に参加できずにいた背景がある。4月から10月にかけてプロジェクトの発足、研修の受講、関係機関と打ち合わせを行ってきた。実際の訪問活動の仕方や支援員不足などの課題も見えてきたが、次年度以降はプロジェクトを委員会化、アドボケイト養成事業など進め

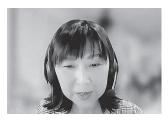
ていく。

(2) こどもアドボカシーについて

(こども部会プロジェクトメンバー

曲 渕 紀 子氏)

アドボカシーは、権利を 侵害されている当事者のために声を上げること。アド ボケイト(こどもの意見表 明等支援員)は完全無欠の こどもの味方。基本的理解



は、「人は思いを持ち伝えられる、人は味方を必要とする、そして『今は聞いてくれるだけでいい』というときもある」ということ。「こどもの最善の利益」と「こどもの意見の尊重」は時に激しく対立することもあるが、こどもの思いをそのままに受け止めることが大切。

Ⅱ ブレイクアウトセッションの参加者から出された意見、感想等

●こどもの頃はおとなの言うことは絶対でおとなの言うことをきかないといけない、そもそも自分の意見や気持ちをおとなに言うという発想がなかった。相談するとすれば、いよいよ困って相談するということはあっても、遠慮もあって本音は言えず、対等な立場で話をきいてもらっているという感覚はなかった。自分の立場に近い人や守秘義務を守ってくれる人、たわいもない話から本音を引き出してくれる人、「相談する」と身構えるようなハードルを作ら

ない人、このような人が相談しやすい人だと感じる。

- ●自分たちがこどもの頃と文化や価値観が大きく変わっているので、若い世代の人たちはどのように感じるのか聞いてみたい。
- ●自分の気持ちを言えるおとなが身近に「いなかった」という人は「おとなが信じられなかった」ことを理由に挙げた。「いた」という参加者は「おじ・おば」「年の離れた姉」など、父母以外の人を相談できるおとなとして挙げていた。「相談しやすい人」とは「笑顔が優しい人」「声をかけてくれる人」「自分の話を聞いてくれる人」などの意見が出された。

また、「声に出せないこどもの思い」の事例については、「最近の中高生にとって、SNSはコミュニケーションツールというより『居場所』となっている。一時保護所などでスマートフォンが使えなくなることはストレスになるのではないか」との感想もあった。

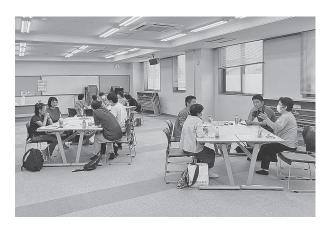
中信地区大北ブロック交流学習会

藤 巻 光 作(NPO法人キッズウィル)

学習会ではワールドカフェという手法を用いて、少人数のグループ単位で気軽に日々の実践の中で感じる悩みや課題の共有を行いました。社会福祉士としての役割・意義、人の多機能化、意思決定支援、居住支援、地域資源開発、制度の狭間の人を支えることなど、それぞれの方が日々抱える思いをざっくばらんにアウトプットできた有意義な2時間でした。

また、日頃関わることがなかった経験豊富な他領域の社会福祉士の方々と実際に顔を合わせて意見交換や交流をすることで、自分の地域にさまざまな活動をされている方や大きなビジョンを持って取り組まれている方がいることを肌で実感し、気持ちのリフレッシュとモチベーション向上につながりました。





南信地区学習会

精神障がいを持つ方の地域生活 ~つながりにくい人とつながるには~

9月19日に駒ケ根市「長野県西駒郷」にて南信地区学習会をハイブリット形式で開催しました。相談支援事業所Nakaraの春日聡氏を講師として、事例に基づいた精神障がいを持つ方の支援について会場とオンラインにて40名で学びました。グループワークを交える事により、一人ひとりが主体的に参加し、

精神障害を持つ方への支援の悩みを共有する場となりました。

南信地区ではこれからも各ブロックで開催する 学習会等を通して、社会福祉士としての資質を高 めると共に、地区内外の「顔の見えるネットワー ク」づくりを進める活動を展開していきたいと思 います。テーマに興味がある方はどなたでも参 加できますので、一緒に「なから」なソーシャル ワークを学んでいきましょう。





ぱあとなあ会員に聞く

「社会福祉士が担う成年後見人の役割と課題について」

東信地区

氏 名:福 澤 智 子

所 属:社会福祉法人恵仁福祉協会

職 種:常務理事(総合施設長)

業務内容:理事会の決議に基づき社会福祉法人の運営・業務を執行することが仕事です。苦情や事故についても対応し、職員面接を行い働きやすい労働環境を提供することも大切な仕事です。

マストアイテム: 年齢とともに老眼が進み「老眼鏡と ハズキルーペ」はなくてはならないアイテムです。

① 現在、受任しているまたは受任した成年後見人としての後見活動や業務についての思い、考えていることは?

現在2件の成年後見人を受任しています。受任した2件は私の得意ではない障がい分野の方ですが、一緒に勉強しながら使える制度の中で、その人らしく生活できるよう支援したいと思い現在に至っています。最初の受任者は、入院による制限の多い生活から、受け入れてくれる施設を探しました。今では見違えるように表情豊かになり、出来ることも増えて楽しそうに生活しています。介護度が5から3となり、改めて生活環境の大切さを教えていただきました。また、ぱあとなあに所属することで、私一人では解決できないことや分からないことなどをいつでも相談できる安心感があります。

② 社会福祉士が担う成年後見人の役割や意義はどのようなものですか?

私が受任している方々は、施設で生活されており 専門的な支援により安全で、台風等の災害対策も施 設にお任せできます。

社会福祉士としては、その方の生活を任せるだけではなく、担当者会議等への出席の依頼や、本人も含めた会議開催により、各専門職から様子を伺ったり、本人の想いを聴いてもらう機会を作っていただいています。その方の生活に本人の意向が反映できるよう、これからも支援していきたいと思っていますし、それを実現できるのが社会福祉士であると思います。

③ 社会福祉士が担う成年後見人の課題は?

財産管理や相続は不得意な分野であり、必要な方には弁護士や司法書士への相談が必要になる場面があります。私の場合は土地と家の相続手続きが必要で司法書士にお願いしました。

④ 成年後見人として今後、後見業務を行ううえで大切にしたいことは?

利益相反を起こさないために勤務地にお住まいではない方を受任するようにしています。その方の最善の利益を第一に考え、その方の想いを大切にして誠実に仕事をしたいと思っています。

北信地区

氏 名:小 池 輝 昭

属:株式会社ケアネット 長野

サービスセンター

職 種:主任介護支援専門員

所

業務内容:利用者宅に訪問し生活状況や介護状況の把握、サービス利用についてなどの相談業務。また、病院との連携、事業所とのサービス調整等。

マストアイテム:ノートパソコン、携帯電話

会社より支給されており、常に携帯しスケジュール管理や どこでも業務可能であり、テレワーク等もしています。



① 現在、受任しているまたは受任した成年後見人としての後見活動や業務についての思い、考えていることは?

毎月ご本人にお会いして面談を重ねていますが、 日頃の業務との兼ね合いもあり、現在の後見活動が このままでいいのかと不安に思うこともあります。 ご本人にとっての最善の利益や豊かな生活の安定、 今後についてなど真摯に向き合い考えていかないと いけないと思っています。

② 社会福祉士が担う成年後見人の役割や意義はどのようなものですか?

社会福祉士として求められることとしては、意思 決定支援や身上保護の重視をあげることができま す。社会福祉士だからこそ、被後見人に寄り添いそ の方の声にできない想いや希望などを汲み取り、被 後見人の権利を守り、豊かに安心した生活を続けて いけるよう取り組むことが必要です。

③ 社会福祉士が担う成年後見人の課題は?

社会福祉士が担う課題としては、候補者推薦を求められても応えられないことです。様々な問題を抱えて特に身上保護面での支援を必要とする方において、社会福祉士の成年後見人が妥当であると裁判所から後見依頼があっても現在の会員内では受任調整できない場合もあります。そのため、増え続けるニーズに応えるためにも受任可能な会員の養成が急務だと思います。

④ 成年後見人として今後、後見業務を行ううえで大切にしたいことは?

後見業務において大切にしたいことは、被後見人の方が現在の生活や暮らしについて満足しているのかということです。そのためにもしっかりと本人との面談を行い状況を把握し、関係者の方からの情報なども活かし、関係者間のネットワークを構築し、支援体制を整えて業務を継続していきたいと思います。また、被後見人にとって、自身の支援が最善であるかを常に自問自答し取り組みたいと思っています。

「成年後見制度」が開始され24年になります。まだまだ潜在的なニーズを抱えているものの、制度の利用 に結びつかない方も多くいるのが現状です。後見人養成研修の受講要件が厳しい状況ではありますが、成年後 見人業務の重要性等を考えていくきっかけにしていくため、実際に成年後見人として活動されている方々の思 いを伺いました。

南信 地区

氏 **名**: 北 沢 将 広

所 **属**:諏訪市社会福祉協議会

職 種:介護保険事業所長

業務内容:介護保険事業所の統括、虐待防止に関する こと、役員及び職員の教育・研修に関すること他

マストアイテム:



「苦しい時、迷っ た時」読み返して います。

① 現在、受任しているまたは受任した成年後見人と しての後見活動や業務についての思い、考えている ことは?

身寄りがない方、虐待を受けた方の後見人を受任 した時は、特にその役割の重要性を感じるととも に、成年後見人として社会福祉士としての価値と倫 理に向き合うことになります。成年後見人としての 業務が、そして発言が代理代行すべき緊急性のある 内容なのか、意思決定支援は十分に行えたのか、考 える場面が多くなります。知識や技術はもちろんで すが、その土台となる価値や倫理を大切に支援して います。

社会福祉士が担う成年後見人の役割や意義はどの ようなものですか?

専門職後見人である弁護士、司法書士、社会福祉 士は同じ法的な代理人です。法的にどうか、法的基準で業務を行うことが原則だと思いますが、法的基 準とともに、重要なのが個別的基準で判断すること だと思っています。「制度のはざま」ということをよく耳にしますが、この部分にこそ社会福祉士が人と環境、制度の接点に立ちその役割を果たす意義が あると考えています。「事実行為ですから」と断る のではなく、ここからが大切で、社会福祉士として の専門性が問われると思います。

社会福祉士が担う成年後見人の課題は?

社会福祉士が担当する方は、生活課題を抱えてお り、財産が少ない方が多いと思います。財産が少な いことは、これからの生活を考えた時、選択肢を狭 めます。「本人のやりたいこと、望むこと」に寄り 添うことが後見人にとって最も重要なことですが、 財産が少ないことで叶わないことがあります。後見 人としては代替案を提案し、本人の望む暮らしに近 づくように工夫を重ねます。その過程は、伴走型の 支援であり、本人の受け入れの過程でもあります。 長く継続的な支援が必要で、地域の福祉事業所や地域住民との連携が大切になりますが、地域連携とい う意味では課題が多いと感じています。

成年後見人として今後、後見業務を行ううえで大切にしたいことは?

①の中で、価値や倫理に向きい合うと書きまし た。②では「制度のはざま」に触れました。現場に 立ち感じることは、「制度のはざまにいる方」に冷たい社会だということです。福祉の理念が「ノーマ ライゼーションやソーシャルインクルージョン」で あるならば、この理念に立ち返り業務を行いたいと 思っています。

自己責任に向かうのではなく、「生きづらさ」、「あ きらめ」等の要因に、本人と一緒に向き合い、支援

したいと考えています。

中信 地区

氏 名:土 﨑 真由美 属:合同会社 暁 所

介護支援きたはら

種:介護支援専門員

業務内容:在宅で生活されている高齢者のみなさまが、 住み慣れた地域で生活を続け、望む暮らしが実現で きるように、ケアプランの作成や関係機関との連携 をはかっています。

マストアイテム:スケジュール帳と 携帯です。いつでも連絡がとれる ように!必要なことをすぐ書きと めることができるように!大切な 相棒たちです。

① 現在、受任しているまたは受任した成年後見人と しての後見活動や業務についての思い、考えている ことは?

成年後見人の業務は、1人でおこなうもの(財産 管理等)と、チームでおこなうもの(身上監護)が あると思います。身上監護については、後見人が1 人でおこなうと、偏った支援になる危険性があると 思います。後見人はチームの一員として支援すると 共に、本人の代弁者としてチームに思いを伝える役 割があると思います。

社会福祉士が担う成年後見人の役割や意義はどの ようなものですか?

社会福祉士として専門性を活かせるのは身上監護 です。身上監護をおこなう上で重要なのは、意思決 定支援と支援者との連携だと思います。社会福祉士 として、本人と信頼関係を築いて本人の意思を代弁 していくこと、チームをまとめていくことが求めら れていると思います。

社会福祉士が担う成年後見人の課題は?

財産管理の業務は金銭管理、不動産、相続など幅 広い知識が必要とされますが、社会福祉士としては その知識が不足していると思います。また、自分が そうであるように兼業で業務をおこなっている場合 は、本業との兼ね合いで自由に時間を作ることが難 しく、支援者との連携や緊急時の対応などの業務に 支障が出てしまうことも課題になると思います。

④ 成年後見人として今後、後見業務を行ううえで大 切にしたいことは?

成年後見制度を利用する方は、意思疎通をはかる ことが難しいことが多いため、意思決定支援が重要 になります。本人の思いを理解するために、本人と の信頼関係を築くことを大切にしています。また、 本人の意思を実現するために支援者に本人の思いを 伝えると共に、実現に向けた連携が大切と考えてい ます。このことは、介護支援専門員業務をおこなう 上でも同じ気持ちで寄り添うことを大切にしていま す。

福祉と私の原風景

小林 郁 絵(御代田町社会福祉協議会)

ギリシャの島に住んでいたことがあった。住んでいた家から少し離れたところに小さな町があり、その町の中心には古いカフェがあった。カフェの店主は羊飼いのおじさんで、おじさんは羊たちのお世話の後にカフェを開いていた。

そこのカフェは地元の人たちのたまり場で、夜が更けると飲み食いしながらおしゃべりしたり、トランプに興じたりとおじさんでいっぱいになった。沢山いるおじさんたちをよーく見てみると、よぼよぼのお爺さ

んや盲目の方がいらしたり。漁村の端に住んでいる少し変わっているおじさんも来ていた。そのおじさんがお代を払っているところは一度も見たことがなかったが、羊飼いのおじさんは当たり前のようにお酒と食事を提供していた。ごちゃごちゃしていたが、温かくて自然で居心地の良い場所だった。

そういえば先進国といわれるいくつかの国で福祉の現場を見させてもらったことがあったが、"福祉"と言われて一番に頭に浮かぶ風景がなぜだかあのカフェなのだ。多分、"ふだんのくらしのしあわせ"があのカフェに詰まっていたからなのだと思う。私の福祉の原風景だ。





信州ぐるっと!! ~県内の特色ある福祉活動を紹介~

不登校の子どもに寄り添って

伊藤陽平(松川村社会福祉協議会)



松川村社会福祉協議会では、県より委託を受けて「子どもの学習支援事業」を実施しています。この事業は不登校などの状況にある子どもたちに対し、地域の力を借りながらオーダーメイド型の支援を実施するものです。松川村社会福祉協議会では令和2年度に事業を開始し、今年度で5年目。延べ15名の児童・生徒、11名の学習支援員と一緒に活動してきました。

支援内容は本人の希望によりさまざまです。学習の支援が基本ですが、それ以外に、調理や運動、アニメのイラスト作成などの活動を行っています。某人気ゲーム機を購入し「ゲームの会」を開催したと

きは、普段大きな声を出さない子どもたちが、とても楽しそうにはしゃいでいました。この事業を通して改めて気付くのは、自ら他者との関係を断とうとしているように見える不登校や引きこもりの子どもたちも、本当は誰かと関わりたいと願っているということです。

私も10代のときは悩みが多く、高校を中退した過去があります。しかしそばにいた大人たちのおかげで、前に進むことができました。今度は自分が「大人」の番。協力員の皆さんとともに、子どもたちに寄り添い続けたいと思います。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ(https://nacsw.jp)をご覧ください。

日時(曜日)	事 業 名 ・ 研 修 名	会場	備考
11月15日金	累犯障がい者・高齢者支援を考えるセミナー	オンライン	講師:才門辰史氏
11月30日出	倫理綱領・行動規範研修	豊科ふれあいホール	
12月 5 日休)	福祉関係者のための成年後見制度活用講座	塩尻市総合文化センター	
12月8日(日)	医療的ケア児・者支援シンポジウムin中信	松本大学、オンライン	講師:尻無浜博幸氏

◎ 入会状況(2024年9月末現在) *会員数:1,257人 入会率:24.15% 人口10万人あたりの会員数:62.72人

編集後記

「権利擁護センターぱあとなあながの」は、ソーシャルワークに基づきご本人に寄り添って自己決定支援をする立場で成年後見を進める事業です。一方で今年度から受託した「こどもの意見表明等支援事業」は、こどもにソーシャルワークするのではなく、ありのままを受容するアドボケイトが役割となります。どちらも社会福祉士としての重要な役割を担うことができるよう積極的に参加し、ネットワークを広げていきましょう。 (K.O)